

調査契約書

No. 23038

私は重要事項の説明及び下記の依頼申込み契約事項等を了承の上、探偵業務の依頼を申込み致します。
(契約日 年 月 日)

依頼申込者	住所(〒 -)		
	氏名 印 電話		
(受託会社) 商号・所在・氏名	平成21年2月6日公安委員会 探偵業届出番号 (第62100618号) 株式会社トライ総合調査事務所 代表取締役 中野 義典 大阪府大阪市北区西天満4-7-10 昭和ビル本館2階		
調査種別	調査方法	調査主旨	契約担当者
所在・行動・その他()	聞き込み・尾行・張り込み・その他		

※ 調査業務を一部委託する場合は、委託先業者が決定次第にご契約者様とその旨のご通知をいたします。尚、委託先業者に対しては、ご契約者様の氏名等は一切通知致しません。通知しないことにより、本調査の進行に支障があると判断される時は、ご契約者様の了承を得た上で必要最小限事項のみを通知することとします。

調査料金	調査種別	調査時間	調査日数	金額				延長料金等
	契約総人数延べ	名	成功報酬有	%・無				超過時間×申込人数× 円
残金のお支払いについて				調査料金小計				※その他、調査実費経費が別途発生する場合は事前にご契約者様に確認を致します。 (事前確認無しでの追加請求は一切ございません)
年 月 日 (現金・振込)				消費税				
振込口座				調査料金合計				
				内金 (お申込金)				
				調査料残金額				

当社お預り品	写真 枚	御連絡方法	携帯	備考
	他 (返却要・不要)		自宅 勤務先 他	

報告	報告方法	報告予定日	※調査進行中に於ける中間報告はお電話による口頭報告となります。
	お電話による口頭報告・報告書	別紙書面にて交付	

契約事項

- 1 当社はご依頼事項～探偵業務～報告内容に至るまで全て秘密厳守する事になっております。ご依頼者におかれましても絶対に秘密を厳守して下さい。
- 2 契約の調査料金は原則として前納と致しております。万一支払日迄に料金が完納されない場合は、当社は業務の中止並びに報告を保留することがあります。
- 3 契約の解除及び探偵業務中止について申込み契約後、ご依頼者より解約、中止要請があった場合。
 - ①業務着手前の場合は、解約料として契約金額の10%以内を申し受けます。
 - ②業務着手後の場合は、解約料として契約金額の10%及び調査実施済みの該当料金を申し受けます。
- 4 ご依頼者からの探偵業務の指示内容(調査開始の日時、所在地、車両番号、人物の特徴等)の誤差によって目的と異なった調査結果となった場合の責任は当社側にはありません。
- 5 追加料金の発生は、追加業務の発生時(交通費等、他)
- 6 探偵業務の推移状況により調査内容の変更や料金の改定を必要とする場合はご依頼者の了承を得た上で行うことと致します。
- 7 探偵調査報告は、探偵業務の推移状況により報告予定日より遅れる場合がありますので予めご了承下さい。
- 8 探偵業務に関して作成した報告書控えや取得資料、お預かり資料(返却不要分)等は、当方が責任を持って報告書提出3ヶ月後に廃棄処分(シュレッダー等)致します。
- 9 探偵業務の中断、不能、その他のトラブルや報告内容の誤差、遅れ等を含めて当社はご依頼者に対して一切の損害賠償等の責任は負いません。
- 10 報告内容や料金、その他について異議申立てのある場合は報告受領日又は解約日より14日以内にご依頼者より文書にてお申出下さい。誠意をもって解約に努力致します。
- 11 万一、第10項にて解約を得られない場合、本件に関する訴訟は当社の所在地を管轄する裁判所にて行うものと定めます。
- 12 追加料金の発生は、追加業務の発生時(交通費等、他)

※1 第四条

探偵業を営もうとする者は、内閣府令で定めるところにより、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 営業所の名称及び所在地並びに当該営業所が主たる営業所である場合にあっては、その旨
- 三 第一号に掲げる商号、名称若しくは氏名又は前号に掲げる名称のほか、当該営業所において広告又は宣伝をする場合に使用する名称があるときは、当該名称
- 四 法人にあっては、その役員の名簿及び住所

※2 (秘密の保持等) 第十条

探偵業者の業務に従事する者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。探偵業者の業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

- 2 探偵業者は、探偵業務に関して作成し、または取得した文書、写真その他の資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。))について、その不正又は不当な利用を防止するため必要な措置をとらなければならない。

※3 第七条

探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、当該依頼者から、当該探偵業務に係る調査の結果を犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いない旨を示す書面の交付を受けなければならない。

私が締結しようとする探偵業務を行う契約について本紙裏面に記載の法令抜粋を併せて確認し、重要事項説明を受けました。
探偵業の業務の適正化に関する法律第七条に基づき、私が依頼しようとする調査の結果を、犯罪行為や差別的取扱い、その他の違法行為の為に用いないことを誓約致します。※3

平成 年 月 日

契約者 住所
氏名 印